

## 《旅客船事業における新型コロナウイルス 感染予防対策ガイドラインに基づく検温ご協力のお願い》

ご乗船されるすべてのお客様にご乗船前に検温モニターにて  
体温測定を実施させていただきます。

※体温測定の結果、「37.5度以上の発熱が認められた場合」には、  
接触型の体温計で再測定をさせていただきます。

再度、37.5度以上と測定された場合は、新感染症の所見のある  
症状とみなし、感染予防・拡大防止のため、  
海上運送法に基づく弊社『運送約款(旅客輸送の部第2章第3条)』  
に基づきご乗船をお断りさせていただきます。

皆さまのご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

株式会社神戸クルーザー

